

発 言 通 告 書

令和2年6月16日

松山市議会議長 清水宣郎 殿

松山市議会議員 向田将央

次のとおり通告します。

発言順位	8	受領日時	6月 16日 午前 9時 40分	2 枚中 1 枚目
質問等の方式	一問一答方式		一括方式	発言時間 約 45 分
答弁を求める者	・市長 ・農業委員会会長	・教育長 ・選挙管理委員会委員長 ・監査委員	・公平委員会委員長 ・公営企業管理者	

No.	件 名	発 言 の 要 旨
1	新型コロナウイルスに関連した本市の支援制度について	<p>(1) 住居確保給付金について、収益が絶たれた場合、代理人と なって動くことができる人がいなければ、住居確保給付金の申請は できないのか。</p> <p>(2) 個人事業主への家賃等に対する現金給付による支援について、 事業の中には従業員を休ませることができる事業者とそうでない 事業者がいる。今回の支援策では従業員を休ませることができない 事業者に対するサポートが手薄いように感じているが、本市の見解 を問う。</p> <p>(3) 物件の借主は持続化給付金の対象となっていれば家賃補助を 受けることができるが、貸主には給付の制度はない。個人で副収入 として不動産収入を得ている場合は持続化給付金も申請対象では ない。家賃収入を返済に充てている貸主が苦しんでいるようだが、 このような貸主の置かれている状況についても手助けを考えていく 必要があると考えるが本市の見解を問う。</p> <p>(4) 新型コロナウイルス対策緊急支援事業として、個人事業主への 現金給付を「創業3年以内」と縛りを設けた理由を問う。</p> <p>(5) 児童扶養手当を受給していない人で低所得者の人はいる。児童 扶養手当を受給しておらずコツコツと頑張っているひとり親の家庭 にも「ひとり親家庭等子育て応援金」の支援の輪を広げることでは できないのか。</p> <p>(6) 新型コロナウイルスが原因で困っている市民を一人でも多く助け られるよう、今後の施策立案の際はもう少し縛りを緩めてはどうか、 見解を問う。</p>

